

## 大阪大学研究倫理審査委員会委員名簿

所属・職名	氏名	区分	任期	備考
薬学研究科・教授	辻川 和丈	第5条第1項第2号	H30.11.01～H32.10.31	委員長
医学研究科・教授	加藤 和人	第5条第1項第1号	H30.4.1～H32.3.31	副委員長
医学研究科・教授	貴島 晴彦	第5条第1項第1号	H29.4.1～H31.3.31	
医学研究科・准教授	喜多村 祐里	第5条第1項第1号	H30.9.1～H32.3.31	
医学研究科・准教授	宮川 周士	第5条第1項第1号	H30.4.1～H31.3.31	
医学研究科・准教授	本田 知之	第5条第1項第1号	H30.11.01～H32.10.31	
薬学研究科・准教授	中山 博之	第5条第1項第1号	H30.4.1～H32.3.31	
微生物病研究所・教授	高倉 伸幸	第5条第1項第1号	H29.4.1～H31.3.31	
微生物研究所・准教授	中山 英美	第5条第1項第1号	H30.11.01～H32.10.31	
歯学研究科・教授	野田 健司	第5条第1項第1号	H30.4.1～H32.3.31	
蛋白質研究所・教授	疋田 貴俊	第5条第1項第1号	H30.11.01～H32.10.31	
文学研究科・教授	堀江 剛	第5条第1項第2号	H29.4.1～H31.3.31	
経営企画オフィス・ 特任准教授(常勤)	大屋 知子	第5条第1項第3号	H30.4.1～H32.3.31	
大阪大学名誉教授	渡辺 惺之	第5条第1項第2号	H30.11.01～H32.10.31	
吹田市医師会副会長	御前 治	第5条第1項第2号	H30.11.01～H32.10.31	
弁護士	小関 伸吾	第5条第1項第2号	H30.11.01～H32.10.31	
大阪家裁裁判所 参与員	水谷 育子	第5条第1項第2号	H28.11.1～H30.10.31	
臨床心理士	吉田 瑞子	第5条第1項第2号	H30.11.01～H32.10.31	
医学系研究科・助教	小門 穂			オブザーバー

〔大阪大学研究倫理審査委員会規程抜粋〕

第5条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 科学面から研究を総合的に審査するに必要な優れた知識と経験を有する者 若干名

(2) 倫理及び法律を含む人文・社会科学並びに一般の立場を含む社会の多様な視点から研究を総合的に審査するに必要な優れた知識と経験を有する者 若干名

(3) その他総長が指名した者

2 委員のうち、2名以上は本学の職員以外の者(委員就任前5年間に於いて本学に所属していた者及び本学と利害関係を有していた者を除く。)とし、かつ、その半数以上は前項第2号の委員とする。

3 委員のうち、本学の職員については、教授又は准教授とする。

4 委員は、自らが実施する研究が審査を受けるときは、当該研究の審査に加わることができない。

5 委員会の委員は、総長が委嘱する。

6 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が任期中に辞任した場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任を妨げない。